

平成 25 年度事業計画と平成 24 年度事業計画の新旧対照表

協会けんぽ事業計画（基本方針）

平成 25 年度	平成 24 年度
<p>I. 事業計画の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを地域で効率的に提供できるよう支援する保険者機能を、地域の実情を踏まえ、加入者や事業主の意見を反映した、自主自律・都道府県単位の運営により、最大限發揮すべく、以下の考え方により策定した、「保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）」の具体化を図る。 <p>第一に、協会自らが、加入者の健診データや受診情報、地域の医療提供機関等の機能情報及び疾病動向等を効果的に収集できるよう取組みを強化する。併せて、加入者アンケートの実施等により、加入者の実態および意識や意見などの把握に努める。第二に、収集した情報を見直し、協会内部で分析する機能を更に強化する。第三に、分析した内容を協会の運営に活用するとともに、政策提言として国、都道府県等に対して発信することを通じて地域の医療・介護サービスが効率的に提供されるよう支援する。また、協会の取組みについて、協会の加入者、事業主をはじめとする国民に向けて情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「保険者機能強化アクションプラン（第 2 期）」においては、引き続き加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等の取組みを総合的に推進する。特に、これまで疾患予防や健康増進、あるいは医療費に比較して議論の少なかった医療の質に関する情報の收 	<p>I. 事業計画の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者の健康の維持、増進を図り、質の高い医療サービスを地域で効率的に提供できるよう支援する保険者機能を最大限發揮すべく、以下の考え方により、現在の「保険者機能強化アクションプラン」を発展させた、中期的な「新保険者機能強化アクションプラン（仮称）」を新たに策定する。 <p>第一に、協会自らが、加入者の健診データや受診情報、地域の医療提供機関等の機能情報及び疾病動向等を効果的に収集できるよう取組みを強化する。併せて、加入者アンケートの実施等により、加入者の実態および意識や意見などの把握に努める。第二に、収集した情報を統合し、協会内部で分析する機能を更に強化する。第三に、分析した内容を協会の運営に活用するとともに、政策提言として国、都道府県等に対して発信することを通じて地域の医療・介護サービスが効率的に提供されるよう支援する。また、協会の取組みについて、協会の加入者、事業主をはじめとする国民に向けて情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来の「保険者機能強化アクションプラン（仮称）」においては、引き続き加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の向上等の取組みを総合的に推進する。特に、これまで疾患予防や健康増進、あるいは医療費に比較して議論の少なかった医療の質に関する情報の收

集、分析、発信に向けた取組みに着手する。

- あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向け、医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、都道府県、他の保険者等との連携を深める。
- また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「新保険者機能強化アクションプラン(第2期)」を実効あるものとするための人材育成を推進する。
- 厳しい経済環境の影響による被保険者の標準報酬の減少や保険給付費及び高齢者医療への支援金の増等により、協会けんぽの24年度平均保険料率も10.00%とせざるを得ず、協会けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に保険財政の厳しい状況を伝えいく必要がある。また、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に財政再建期間の最終年度である24年度は、特例措置の期限でもあることから、協会けんぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率的な事業運営の推進を図るとともに、国庫補助率の引上げを含めた医療制度の改革を本部・支部と連携して、社会保障制度改革国民会議をはじめ、関係各方面へ提言していく。また、自主・自律といいう一方で法令によ

最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けより一層の取組強化を図る。

- あわせて、都道府県支部間の医療費の地域差の状況に鑑み、その差の縮小に向け、医療費の低い支部等に関する情報の収集・分析や、都道府県、他の保険者等との連携を深める。
- また、協会の組織面においても、実績や能力本位など民間にふさわしい人事制度や組織基盤を定着させていくとともに、協会のミッションの徹底や、人材育成等を通じて、職員の意識改革を進め、加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着を図る。あわせて、「新保険者機能強化アクションプラン(仮称)」を実効あるものとするための人材育成を推進する。
- 厳しい経済環境の影響による被保険者の標準報酬の減少や保険給付費及び高齢者医療への支援金の増等により、協会けんぽの24年度平均保険料率も10.00%とせざるを得ず、協会けんぽの取組みの理解とあわせて、加入者・事業主に保険財政の厳しい状況を伝えいく必要がある。また、中小企業等で働く方々の健康と暮らしを守る被用者保険としての機能が果たせるよう、本部と支部が一体になって全力で事業運営に取り組む。特に財政再建期間の最終年度である24年度は、特例措置の期限でもあることから、協会けんぽの財政基盤をより強化するため、より一層の効率的な事業運営の推進を図るとともに、国庫補助率の引上げを含めた医療制度の改革を本部・支部と連携して関係各方面へ提言していく。また、法令により協会に

<p>○ 協会に様々な制約が課されている現状を踏まえ、協会の自主性とそれに伴う責任をより広げる方向での制度見直しを求めていく。</p>	<p>○ 従来の広報に留まらず、中小企業団体と連携し、制度や協会運営に関する意見を吸い上げ、政策提言や運営改善に役立てるとともに、家計や経営環境が厳しい状況の中において、被用者医療保険の柱である協会けんぽの機能の重要性を被保険者・加入者が理解し、安心感をもてるよう、保険料率のお知らせとともに、医療保険制度の仕組みや現役世代が高齢者の医療を支えている構造についても、加入者・事業主の方々の理解と納得が得られるよう、周知広報に万全を期す。</p>	<p>○ 中期的な財政見通しを踏まえ、保険料負担をできるだけ上げないよう、地域の実情に応じた医療費の適正化のほか、業務改革、経費の節減等のための取組みについて一層強化する。なお、国による社会保障・税番号制度の動向に留意する。</p>	<p>○ 協会の運営については、情報発信を強化し、スピード感をもつて実行に移していくとともに、指標（数値）化を行い、定期的に公表するものとし、運営委員会及び評議会を基軸として、加入者及び事業主の意見に基づき、PDCAサイクルを適切に機能させていく。</p>	<p>○ また、保険料収納や保険証交付の前提となる被保険者資格の確認などを担う日本年金機構との連携を深め、円滑な事業実施を図る。</p>
---	--	--	--	--

協会けんぽ事業計画（重点事項）

平成25年度		平成24年度	
II. 重点事項	1. 保険運営の企画	II. 重点事項	1. 保険運営の企画
<p>(1) 「保険者機能強化アクションプラン（第2期）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考え方を収集・分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化対策の推進のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。あわせて、バイロット事業等の成果を全国的に普及する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療に関する情報の収集と分析 ○ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ○ 都道府県など関係方面への積極的な発信 ○ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ○ 保健事業の効果的な推進 ○ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ○ 効果的なレセプト点検の推進 ○ 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化 等 <p>また、社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の</p>	<p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>新たに策定する「新保険者機能強化アクションプラン（仮称）」に基づき、地域の医療費、健診データ、加入者・患者からの考え方を収集・分析するとともに、地域の実情を踏まえ、加入者の疾患の予防や健康増進、医療費適正化対策の推進のため、以下のような取組みを総合的に推進していく。あわせて、バイロット事業等の成果を全国的に普及する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療に関する情報の収集と分析 ○ 医療に関する情報の加入者・患者への提供 ○ 都道府県など関係方面への積極的な発信 ○ 他の保険者との連携や共同事業の実施 ○ 保健事業の効果的な推進 ○ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 ○ 効果的なレセプト点検の推進 ○ 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等健康保険給付の審査強化 等 <p>○ 社会保障審議会の各部会や中央社会保険医療協議会において、協会の財政基盤強化の視点、給付の重点化・制度運営の効率化の</p>		

(6) から移動

率化の視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用される
ような視点で意見を述べる。

特に、社会保障制度改革国民会議における議論に向け、高齢者
医療制度の根本的見直し、協会けんぽの財政基盤の強化、安定化
のための構造的な見直しを求めていく。また、平成25年度は診療
報酬改定が議論される年度であり、消費税引上げの影響も議論さ
れることから、診療報酬の引下げも含め、保険者負担を最小限に
とどめるよう、協会の意見を発信する。

都道府県の政策関係部局をはじめ、地方公共団体に対して提言
を行うとともに、各種協議会に参加するなど、都道府県・市町村
の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加し、協会の意見を発
信していく。協会の意見発信に当たっては、協会が収集・分析し
たデータの活用に努める。また、都道府県と協会けんぽとの間で
医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定を締結す
るなど、都道府県との連携推進を図る。

なお、サービス向上を含む適正な給付業務の推進、効果的なレ
セプト点検の推進、傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養
費等健康保険給付の審査強化等は、保険者機能強化アクションプ
ラン（第2期）とは別に、引き続き着実に推進していく。

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策
レセプト点検、ジエネリック医薬品の使用促進、現金給付の審
査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付
の審査強化については、協会けんぽの事業所への調査権が法定さ
れる場合には、調査権の積極的活用を図る。

視点、適切に保険料が医療・介護の質の向上に活用されるような
視点で意見を述べる。

都道府県・市町村の医療政策・介護政策の立案に積極的に参加
し、協会の意見を発信していく。

(6) から移動

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策
レセプト点検、ジエネリック医薬品の使用促進、現金給付の審
査強化等の医療費適正化対策を、財政再建期間の3年目である24
年度において、強力に実施する。

また、支部の実情に応じ、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、年度内2回目通知の継続や加入者への適切な広報等を実施する。また、その効果を着実なものとするために、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかける等きめ細かな方策を進めます。また、24年度診療報酬改定を踏まえ、調剤薬局で個別にジェネリック医薬品に切替えた場合の軽減効果額の情報が提供されることと合わせ、加入者向けのジェネリック医薬品の浸透を図ります。

(4) 調査研究の推進等

中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。保険者機能強化アクションプラン(第2期)に沿って、医療に関する情報の収集、分析を的確に行うため、医療費等に関するデータベースを充実するとともに、本部から各支部への各種の情報リストや医療費分析マニュアル等の提供及び支部職員に対する統計分析研修を行い、地域ごとの医療費等の分析に取り組む。また、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。更に、医療の質を可視化するための指標に関する調査研究を行つ。

(5) 広報の推進

加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホーム

また、支部の実情に応じ、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施していく。

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービス等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、加入者への適切な広報等とともに、地域の実情に応じて、医療機関関係者、薬局関係者へ働きかける等きめ細かな方策を進めます。また、24年度診療報酬改定を踏まえ、調剤薬局で個別にジェネリック医薬品に切替えた場合の軽減効果額の情報が提供されることと合わせ、加入者向けのジェネリック医薬品の浸透を図ります。

(4) 調査研究の推進等

中長期的な視点から、医療の質の向上、効率化の観点を踏まえた調査研究を行う。医療費等に関するデータベースを充実するとともに、加入者や研究者に対してレセプト情報等を提供できるよう、先進的な取組み事例も踏まえ、検討する。また、医療費分担マニュアル等を拡充し、支部等における活用を推進する。

(5) 広報の推進

加入者及び事業主に対する情報提供や広報については、ホーム

ページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

特に、平成25年3月からリニューアルした新ホームページと新メールマガジンを通じ、加入者及び事業主に対する広報を実施する。その取組みの中で、様々なコンテンツ開発及び提供等を通じて、加入者、事業主との距離感を縮め、協会けんぽの認知度を高める。

モニターリングや対話集会、支部で実施するアンケートをはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が發揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

ページのほか、支部ごとに定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンや携帯サイトを活用し、加入者の視点から積極的な情報提供を行う。また、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化する。

特に、ホームページについては、加入者サービスの視点から現在の仕様を見直し、より加入者及び事業主にとって「見やすい・探しやすい」ホームページとなるよう検討を進める。

モニターリングや対話集会をはじめ加入者から直接意見を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、迅速に加入者・事業主に響く広報を実施する。

救急医療をはじめ地域の医療資源が公共性を有するものであり、また、有限でもあることについて、医療の受け手であり支え手でもある加入者の意識が高まるよう、都道府県等とともに広報に努める。

(6) 的確な財政運営

健康保険財政については、財政運営の状況を日次・月次で適切に把握・検証するとともに、直近の経済情勢や医療費の動向を踏まえ、財政運営を図る。各支部の自主性が発揮され、地域の医療費の適正化のための取組みなどのインセンティブが適切に働くような都道府県単位の財政運営を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 被用者保険のセーフティネットである協会けんぽの中期的な財政基盤強化のために堅緊に講じなければならない方策について検討し関係方面へ発信していく。 ○ 中長期的に極めて厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 ○ 協会の財政状況の厳しさ、他の被用者保険との保険料率の格差、高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方等について広く国民の理解を得るための情報発信を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財政再建期間後（平成25年度以降）の協会けんぽの中期的な財政基盤強化のための方策について検討し関係方面へ発信していく。 ○ 直面している厳しい財政状況を広く伝えるため、引き続き、政府・メディア・関係団体へ積極的に意見発信していく。 ○ 協会の財政状況の厳しさ等について広く国民の理解を得るために情報発信を行う。 	<p>（1）へ移動</p>	<p>2. 健康保険給付等</p> <p>(1) サービス向上のための取組</p> <p>加入者等のご意見や苦情等を迅速に、また、正確に現場にフィードバックし、サービスの改善に結びつける。さらに、お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努める。その際、各支部の創意工夫を活かしていく。</p> <p>健康保険給付については、申請の受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実に実施する。</p>
--	---	---------------	--

教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。

教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図るなど、お客様の満足度を高める。

年金事務所の協力・連携や公募により、健康保険委員（健康保険サポート）の委嘱を進め、各支部の健康保険事業に関する広報、相談、各種事業を推進していく。

申請書等の様式や記載要領、パンフレット等については、加入者等の立場からみてわかりやすく改善するとともに、手続きの簡素化を進める。

各種広報や健康保険委員による相談対応、申請書類の配備場所の拡大、わかりやすい記載要領の作成等を通じて、郵送による申請や電子申請の促進のための環境整備を進める。

インターネットを活用した医療費の情報提供サービスや、任意継続被保険者保険料の口座振替の利用の促進を図る。

（2）高額療養費制度の周知

医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを簡素化するサービスを更に推進する。

（2）高額療養費制度の周知

医療機関の協力を得つつ、限度額適用認定証を申請すれば高額療養費が現物化されることなど高額療養費制度について周知を図る。また、高額療養費の未申請者に対する支給申請手続きを簡素化するサービスを更に推進する。

（3）窓口サービスの展開

各種申請等の受付や相談等への窓口サービスについては、地域の実情を踏まえ、創意工夫を活かして、年金事務所等への職員の巡回や外部委託を適切に組み合わせ、効率的かつ効果的にサービス

<p>スを提供する。</p> <p>また、届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下とならない様配慮しつつ、年金事務所窓口における職員配置の見直しを行う。</p>	<p>スを提供する。</p> <p>また、届書の郵送化の進捗状況や窓口の利用状況を踏まえ、支部並びに年金事務所窓口の体制の見直しを図る。</p>
<p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなつた者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなつている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p>	<p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>被扶養者資格の再確認について、被扶養者に該当しなくなつた者による無資格受診の防止や、加入者数に応じて負担することとなつている高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、的確に行っていく。</p>
<p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>多部位・頻回（3部位かつ15日以上）の申請について加入者に対する文書照会を実施するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ施術者に照会する。また照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術療養費についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</p>	<p>(5) 傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る適正な給付業務の推進</p> <p>傷病手当金、出産手当金、柔道整復施術療養費等に係る不適切な申請事例へ厳格に対処するため、本部、支部に設置している「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し、効果的な審査・調査手法を全国的に実施していく。また、不適切な申請がなされないよう加入者及び事業主等への周知を図る。特に、柔道整復施術療養費においては、加入者等に対し文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図る。</p>
<p>(6) 傷病手当金・出産手当金不正請求の防止</p> <p>不正請求の疑いのある申請等には、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し、支部全体で対応するとともに、年金機構等の関係機関と連携し、調査及び審査に取り組む。</p> <p>事業主が、資格取得届または月額変更届の提出後、直ちに被保険者から傷病手当金、出産手当金が申請されるケースが散見され</p>	

るため、傷病手当金、出産手当金で、資格取得日または月額変更日から近い請求による支払済データを各支部に提供し、これらの事業所に対し、年金機構との連携により合同調査を実施することを徹底する。

さらに、対応が困難な案件は、本部に設置している保険給付適正化プロジェクトチーム会議も活用し、本部・支部間が連携しながら対応を検討する。
また、加入者に対し適正な申請の促進を図るために周知を行う。

(7) 効果的なレセプト点検の推進

内容点検においては、点検効果向上化計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。具体的には、システムを活用した点検を推進するとともに、点検員のスキルアップを図るためニ、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。また、点検員の勤務成績に応じた評価を行う。

さらに、オンラインレセプトの一部を外注化し、競争性を確保すること並びに点検員が点検業者のノウハウを取得し活用することでにより、レセプト点検の質をより一層向上させ、点検効果額を更に引上げる。

- (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化
債権の発生を防止するため、加入資格を喪失した方からの被保険者証回収について、催告状の送付、電話催告等により回収強化

(6) レセプト点検の効果的な推進

内容点検においては、システムにより点検できるレセプト抽出の精度を上げ、点検業務を充実強化する。
また、各支部の点検効果向上に向けた改善、査定事例の共有化、査定事例の集約、自動点検機能の効果的活用、研修の充実、点検員の勤務成績に応じた評価等により、点検技術の全国的な底上げを図るとともに、オンラインレセプトの一部を外注化し、点検員が点検業者のノウハウを取得し活用すること並びに競争性を確保することにより、レセプト点検の質の一層の向上を図り、点検効果額を更に引上げる。

- (7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び回収の強化
債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失した方からの被保険者証回収について、催告状の送付、電話催告等により回収強化

険者証回収について、日本年金機構が行う催告状による一次催告のほか、協会けんぽでは文書による二次催告、電話や訪問を取り混ぜた三次催告を行い、回収強化を図る。
また、事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は被保険者証を確實に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて注意喚起を行う。

(9) 積極的な債権管理回収業務の推進

発生した資格喪失後受診に係る返納金等債権については早期回収に努め、文書催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。併せて、交通事故等が原因による損害賠償金債権については損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

また、担当者会議や研修会を開催し、回収業務のノウハウの取得を図るほか、効果的な回収方法を各支部に周知する。

(10) 健康保険委員の委嘱者数拡大と活動強化

健康保険委員（健康保険サポート）については、事業主、加入者との距離を縮める重要な橋渡し的役割を担っていただきていることから、研修等の開催により制度の周知や健康保険事業等に対する理解を深めていただき、各支部の健康保険事業に關する広報、相談、各種事業をさらに推進していく。

また、健康保険委員表彰を実施するとともに、健康保険委員

を図る。

また、発生した債権については早期回収に努め、適宜催告状の送付や電話等による催告を行うとともに訴訟等法的手続きを積極的に実施するなど、債権回収の強化を図る。

委嘱者数のさらなる拡大を図る。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進
加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進するとともに、健診の結果、要治療と判定されながら治療していない者に対して、確實に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組みを進める。

保健事業の効果的な推進を図るため、支部の「健康づくり推進協議会」などの意見を聞きながら、地域の実情に応じた支部独自の取組みを強化する。また、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていくほか、好事例を検証し支部間格差の解消に努める。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進
特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけとともに、市町村が行うがん検診との連携や、特定保健指導の外部委託、ITの活用などを進めるとともに、好事例を検証し、支部独自の取組みを強化する。
在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が健診、保健指導を受けるよう、業務の実施方法を工夫する。
特定健康診査については、市町村が行うがん検診との連携強化や、確実に情報が届くよう、新たに被扶養者の受診券を自宅（被

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な推進

加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、22年9月に協会内をとりまとめた基本方針に沿って、特定健康診査及び特定保健指導を最大限に推進する。24年度は、5年を一期とした医療費適正化計画の最終年度であることを踏まえ、目標達成に向けて一層の取組み強化を図る。その際、支部ごとの「健康づくり推進協議会」などにおいて、保健事業に関する全体像などを描く。

保健事業の効果的な推進を図るために、本部と支部の共同で実施したパイロット事業の成果を広めていく。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

特定健康診査及び特定保健指導については、事業主への積極的な働きかけとともに、市町村が行うがん検診との連携や、特定保健指導の外部委託、ITの活用などを進めるとともに、好事例を検証し、支部独自の取組みを強化する。

保険者宅）に直接送付する。

特定保健指導については、外部委託、ITの活用などを進めます。
また、健診データや医療費データ等の分析結果を活用して保健指導の利用拡大に繋げ、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。

また、保険者による健診・保健指導等に関する検討会（厚生労働省保険局において、平成23年4月から開催）での見直し結果を踏まえ、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図るための具体的な取組みを進める。

事業者健診については、医療保険者への健診結果データの提供の徹底を図るための行政通知（平成24年5月厚生労働省より発出）を最大限活用し、各都道府県の労働局等と連携を図り、事業所に対する適切な広報や積極的な事業所訪問により意識啓発を図り、実施目標の達成に努めていく。

保健指導については、事業所との距離を更に縮めることで身近な存在となり、事業主や加入者に健康の大切さを認識いただき、より多くの加入者が保健指導を受けることができるよう、事業の実施方法を工夫する。また、生活習慣病のリスクに応じた行動変容の状況や予防の効果を把握、評価、検証し、より効果的な保健指導に向けた取組みを進める。

また、保険者による健診・保健指導等に関する検討会（厚生労働省保険局において、平成23年4月から開催）での見直し結果を踏まえ、健診受診率や保健指導の実施率の向上を図るための具体的な取組みを進める。

<p>(3) 各種業務の展開</p> <p>保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健診検査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。</p> <p>国の施策との連携のもと、加入者の疾病の予防や健康増進のための普及啓発を推進する。</p>	<p>(3) 各種事業の展開</p> <p>保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じて自治体や他の保険者と連携し、特定健診検査や特定保健指導の推進を図るとともに、健康づくりや生活習慣改善に関する教育や相談、普及啓発など、地域の実情に応じて、創意工夫を活かし、保健事業を推進する。</p> <p>国の施策との連携のもと、肝炎やエイズに対する正しい理解や予防のための普及啓発を推進する。</p>
<p>4. 組織運営及び業務改革</p> <p>(1) 業務・システムの刷新</p> <p>現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、23年度における新しい業務プロセスを踏まえたシステムの要件定義を受けて、24年度から、段階的に新システムの設計及び構築を進めます。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>◇組織運営体制の強化</p> <p>本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、</p>	<p>4. 組織運営及び業務改革</p> <p>(1) 業務・システムの刷新</p> <p>現行システムについては、劣化に伴うトラブルを回避する必要があるとともに、大量データ処理に対応しきれていないことや、大量の紙を使用する事務処理となっていることから、23年度における新しい業務プロセスを踏まえたシステムの要件定義を受けて、24年度から、段階的に新システムの設計及び構築を進めます。</p> <p>(2) 組織や人事制度の適切な運営と改革</p> <p>◇組織運営体制の強化</p> <p>本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、</p>

<p>必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績や能力本位の人事の推進 　　目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。 ◇ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 　　加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 ◇ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 　　法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ◇ リスク管理 　　リスク管理については、適切な運営を齎かず様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。 	<p>必要に応じて組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績や能力本位の人事の推進 　　目標管理制度を活用した人事評価制度を適切に運用し、実績や能力本位の人事を推進する。また、現行の人事制度の課題を整理し、中長期視点に立って見直しを検討する。 ◇ 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着 　　加入者本位、主体性と実行性の重視、自由闊達な気風と創意工夫に富んだ組織風土・文化の更なる定着に向けて、協会のミッションや目標の徹底、研修の充実を図る。 ◇ コンプライアンス・個人情報保護等の徹底 　　法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。 ◇ リスク管理 　　リスク管理については、適切な運営を齎かず様々なリスクの点検や分析、リスク管理能力の向上のための研修の実施、平時からの訓練やリスク管理委員会の開催など、リスク管理体制を整備する。
--	--

(3) 人材育成の推進
階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。
特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持つて日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするために、研修制度の見直しを検討する。
その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革の推進
よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。
入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進
引き続き、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努め

(3) 人材育成の推進
階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。

特に若手職員に対する階層別研修では、職員に自らのキャリアビジョンを意識させることにより、具体的な目標を持つて日々の仕事に取り組む姿勢を持つことができるようにカリキュラムを工夫する。また、人事制度の見直しの検討に併せて、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行えるようにするために、研修制度の見直しを検討する。

その他、引き続き、e-ラーニングの実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図る。

(4) 業務改革の推進
よりよいサービスの標準化を目指し地域の実情を踏まえて、複数の支部単位で設置された業務改革会議等により、各支部の創意工夫を提案・検討できる機会を作り具体的な改善を実現していく。

入力業務等の定型的な業務や繁忙期の業務については、アウトソーシングを一層推進するとともに、業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画的業務への重点化を進める。

(5) 経費の節減等の推進
事務経費削減計画2年目を踏まえ、サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品のweb発注を活用した適切な在庫

	<p>る。</p> <p>また、システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からもどのような方策が可能か検討を加えていく。</p> <p>調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>	<p>管理等により、経費の節減に努める。</p> <p>また、システム刷新による業務プロセスの見直しに当たっては、経費削減の観点からもどのような方策が可能か検討を加えていく。</p> <p>調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</p>
--	--	---

協会の運営に関する各種指標(25年度健康保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内
お客様満足度	窓口サービス全体としての満足度 職員の応接態度に対する満足度 訪問目的の達成度 窓口での待ち時間の満足度 施設の利用の満足度	24年度の状況より改善
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 50.1% 被扶養者 17.0%
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	6.4%(被保険者)
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 10.8% 被扶養者 2.3%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり内容点検効果額(※)	24年度を上回る
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	24年度を上回る
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	24年度を上回る

(※) 社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において開始された突合点検・総覧点検の結果が協会の内容点検効果額に影響を与えるのは24年度の下期からであるため、単純比較はできないことに留意が必要。

協会の運営に関する各種指標(24年度健康保険関係数値)について

【目標指標】

サービス関係指標		
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率	100%
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内
お客様満足度	窓口サービス全体としての満足度 職員の応接態度に対する満足度 訪問目的の達成度 窓口での待ち時間の満足度 施設の利用の満足度	23年度の状況より改善
保健事業関係指標		
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 50.0% 被扶養者 27.8%
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	10%(被保険者)
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者 16.0% 被扶養者 16.0%
医療費適正化等関係指標		
レセプト点検効果額	被保険者1人当たり内容点検効果額(※)	23年度を上回る
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)	23年度を上回る
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	23年度を上回る

(※) 平成24年3月審査分から、社会保険診療報酬支払基金のレセプト審査において、突合点検・縦覧点検が行われることから、単純比較はできないことに留意が必要。

25年度

【検証指標】

各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用割合
	任意継続被保険者の口座振替利用率
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
レセプト点検	・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額
健診・保健指導の効果	・メタボリックシンドrome該当者及び予備群の減少率 ・特定保健指導利用者の改善状況
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数
都道府県との連携	・都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数 ・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率
業務の効率化・経費の削減	・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合(件数)、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況

(注) 「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

24年度

【検証指標】

各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用割合
	任意継続被保険者の口座振替利用率
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数
お客様の苦情・意見	苦情・意見の受付件数とその内容
レセプト点検	・被保険者1人当たり資格点検効果額 ・被保険者1人当たり外傷点検効果額
健診・保健指導の効果	・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率 ・メタボリックシンドローム診断基準項目別該当者率 ・生活習慣の改善状況
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数
都道府県との連携	・都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数 ・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率
業務の効率化・経費の削減	・健康保険給付担当職員の1人当たり給付業務処理件数 ・随意契約の割合(件数)、内訳 ・コピー用紙等の消耗品の使用状況

(注) 「都道府県との連携」に関して、都道府県によっては協議会・検討会が設置されていない場合や名称が異なる場合がある。

(注) 検証指標については、目標の設定が馴染まない又は具体的な数値目標の設定が困難であるが、運営状況を数値により検証、確認することが必要と考えられる指標をまとめたものであり、運営状況を踏まえて、今後、適宜追加。

III. 事業体系

事　項	内　容
保険運営の企画	○本部に運営委員会、各都道府県支部に評議会を設置し、その運営を行う。
	○都道府県単位保険料率を設定する。
	○健康保険の財政運営を行う。
	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者機能の発揮により取組みの総合的推進を図る。
	○ジェネリック医薬品の使用促進を図る。
	○医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を作成する。
広報・情報発信等	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
健康保険給付等	○保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。
	○健康保険の給付を行う。 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費を支払う。） ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料、療養費等）
	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数： <u>387,844</u> 千件 ※【 <u>25年度見込み</u> 】
	○債権の新規発生を防止するとともに、発生した債権を適正に管理し、回収する。
	○任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。
	○支部の窓口や職員の巡回、外部委託により各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを行う。
情報提供	○医療費通知やインターネットを活用した医療費に関する情報提供等を行う。

III. 事業体系

事項	内容
保険運営の企画	○本部に運営委員会、各都道府県支部に評議会を設置し、その運営を行う。
	○保険料率の設定
	○都道府県単位保険料率を設定する。
	○財政運営
	○健康保険の財政運営を行う。
	○加入者の疾病の予防や健康増進、医療の質の確保、医療費適正化や業務改革、サービス向上等に関する企画を行い、保険者機能の発揮により取組みの総合的推進を図る。 ○ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 <u>(政府目標：平成24年度までに数量シェア30%)</u>
健康保険給付等	○医療費等に関する調査分析を行うとともに、統計を作成する。
	○広報・情報発信等
	○広報、関係方面への情報発信や情報提供を行う。
	○保険証の交付
	○保険証の交付や被扶養者資格の再確認等を行う。
	○健康保険の給付を行う。 ・現物給付（保険医療機関等に対しては社会保険診療報酬支払基金を通じて医療費を支払う。 <u>審査支払手数料は111円40銭(うちオンライン請求促進分は99.40円)</u>) ・現金給付（傷病手当金、高額療養費、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料、療養費等）
	○レセプトの資格点検・内容点検・外傷点検を行う。 ・レセプト件数：377,270千件 ※【 <u>24年度見込み</u> 】
	○債権の発生を <u>抑制</u> するとともに、発生した債権を適正に管理し、回収する。
	○任意継続被保険者の資格の登録、保険料の収納等を行う。
	○支部の窓口や職員の巡回、外部委託により各種申請等の受付や相談等の窓口サービスを行う。
	○医療費通知やインターネットを活用した医療費に関する情報提供等を行う。

	健診	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（35歳以上の者）については、健診機関と契約し、被保険者に対して生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で健診機関の中央団体等と契約し、受診券を配布し、地域の特定健康診査機関で健診を受けられるようにし、その費用の一部を負担する。（健診費等の支払は、社会保険診療報酬支払基金を代行機関として利用） ○40歳及び50歳への付加健診、乳がん・子宮頸がん検査、肝炎ウィルス検査を実施する。 【国の定めた目標値】・特定健康診査実施率：<u>65.0%</u>
保健事業	保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援）を実施するほか、外部委託を活用する。 ○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で特定保健指導機関の中央団体と契約し、利用券を配布し、地域の特定保健指導機関で特定保健指導が受けられるようにし、その費用の一部を負担する。 <p>【国の定めた目標値】・特定保健指導実施率：<u>30.0%</u></p>
	健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実施や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	<u>未治療者への受診勧奨</u>	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病の重症化を防ぐために健診の結果、要治療と判定されながら治療していない者に対して受診を促し、確実に医療に繋げる。
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進や疾病予防に関する情報提供を行う。
	高額療養費等の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○高額療養費や出産費用の貸付を行う。 ・貸付予定額：約<u>12億円</u>
その他	健康保険委員の委嘱 等	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険委員の委嘱を行う。 ○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。

	健診	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者（35歳以上の者）については、健診機関と契約し、被保険者に対して生活習慣病予防健診を行い、その費用の一部を負担する。 ○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で健診機関の中央団体と契約し、受診券を配布し、地域の特定健康診査機関で健診を受けられるようにし、その費用の一部を負担する。（健診費等の支払は、社会保険診療報酬支払基金を代行機関として利用） ○40歳及び50歳への付加健診、乳がん・子宮がん検査、肝炎ウィルス検査を実施する。 <p>【国の定めた参酌標準】・特定健康診査実施率：<u>70.0%</u></p>
保健事業	保健指導	<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者については、保健師が事業所を訪問し、健診結果に基づき保健指導（情報提供、動機づけ支援、積極的支援、その他支援）を実施するほか、外部委託を活用する。 ○被扶養者については、他の保険者と共同して地域の医師会等と契約するとともに、協会単独で特定保健指導機関の中央団体と契約し、利用券を配布し、地域の特定保健指導機関で特定保健指導が受けられるようにし、その費用の一部を負担する。 <p>【国の定めた参酌標準】・特定保健指導実施率：<u>45.0%</u></p>
	健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進や疾病予防のための運動プログラムの実施や教育、相談、普及啓発のための広報等を行う。
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進や疾病予防に関する情報提供を行う。
	高額療養費等の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ○高額療養費や出産費用の貸付を行う。 ・貸付予定額：約<u>23億円</u>
福祉事業	健康保険委員の委嘱 等	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険委員の委嘱を行う。 ○保険料の納付に関する広報や勧奨を行う。
その他		

平成 25 年度事業計画【船員保険事業関係】 新旧対照表

平成 25 年度

平成 24 年度

I. 事業運営の基本方針

II. 重点事項

- 1. 保険運営の企画・実施
- 2. 船員保険給付等の円滑な実施

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

第二期特定健康診査等実施計画(平成 25 年度～平成 29 年度)の初年

- 度として、以下のような取組みを実施する。
- ◆ 被扶養者の特定健康診査について、保険者負担の上限額を引き上げることにより、自己負担額の軽減を図る。
- ◆ 被扶養者についても、希望する方については生活習慣病予防健診の受診を可能とする。
- ◆ 船舶所有者経由で送付していた被扶養者に対する受診券について、被扶養者の自宅(被保険者宅)へ直接送付するとともに、被保険者や被扶養者に対する健診受診勧奨文書については、自宅に送付する。
- ◆ 引き続き、健診実施機関の拡大に努め、特に総合健診(人間ドック)については、船員保険会直営の健診実施機関以外での受診を可能とする。

I. 事業運営の基本方針

II. 重点事項

- 1. 保険運営の企画・実施
- 2. 船員保険給付等の円滑な実施

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(1) 保健事業の効果的な推進

- ◆ 船員労働の特殊性を踏まえたサービスの向上を図るよう、外部委託事業者のノウハウを活用し、健診及び特定保健指導を中心として、保健事業の効果的な推進を図る。
- ◆ 船員手帳健診の実施機関情報の収集等を行い、必要な地域に健診実施機関を拡大する。また、被保険者の特定保健指導の外部委託実施機関を拡大する。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ◆ 外部委託事業者のノウハウを活用し、適切な広報を通じて、加入者の健康に対する意識を高めるなど、健診受診率や特定保健指導の実施率の向上を図る。
- ◆ 加入者あて文書の送付時等に必要に応じて、健診及び特定保健指導

- ◆ 船員手帳健康証明データについては、被保険者から直接収集する取組みを開始するとともに、船舶所有者に対する収集の働きかけも強化する。
- ◆ 特定保健指導対象者に対し、オーダーメイドの情報提供冊子を用いて特定保健指導の利用勧奨を実施するとともに、未利用者に対しては文書により再勧奨を実施する。

(2) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み
加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成25年度においては、船員労使団体等が開催する研修会等への講師派遣、加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供（特定保健指導対象者、糖尿病罹患者等を対象）、ホームページを通じた健康情報の提供等を実施する。

- の案内チラシを同封することや関係団体の協力を得て船員関係機関紙等を活用する等、適切な広報を実施する。また、疾病任意継続被保険者に対して保険証や保険料納付書等の送付時に健診案内チラシを同封する。
- ◆ 生活習慣病予防健診について、健診案内パンフレット送付時に対象者名を記載した受診券を船舶所有者を通じて交付する方式を導入し、受診手続きの簡素化を図る。また、未受診者がいる船舶所有者に対し、再度健診案内を送付する。
 - ◆ 被扶養者の特定保健指導に係る自己負担額を軽減する。また、特定保健指導対象者に対し、指導を受けるよう働きかけを強化する。
 - ◆ 被扶養者の特定健診調査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を受診券の送付時等に実施する。

(3) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み
加入者一人ひとりの健康増進を図るため、平成23年度より実施している「船員保険生涯健康生活支援事業」を平成24年度においても引き続き実施することとし、「個人の加入者の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供」、「健康増進を図るための普及啓発素材の作成・配布」「レセプトデータ及び健診データ等を活用した調査研究」等を実施する。

(3) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。なお、無線医療助言事業については、船員保険病院の運営主体の変更（平成26年4

(4) 福祉事業の着実な実施

- ◆ 無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療の援護を行うなど、船員労働の特殊性を踏まえ、福祉事業の着実な実施を図る。

月)後も事業が円滑に行われるよう、無線医療支援システムの改修などの必要な準備を行う。

- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図る。
- ◆ 保養事業については、平成24年9月13日付けの「船員保険制度に関する懇談会」報告を踏まえ、適切に対応する。

4. 組織運営及び業務改革

- ◆ 船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供を目的とした事業を通じ、加入者等の福利厚生の向上を図る。
- ◆ 保養事業については、福祉センターのあり方に関する結論を踏まえ、適切に対応する。

4. 組織運営及び業務改革